

平成 22 年 (2010 年) 11 月 4 日

日常生活用具給付事業委託事業者 各位

札幌市保健福祉局障がい福祉担当部長

札幌市重度障がい者 (児) 日常生活用具給付事業に係る給付種目の追加について

本市における日常生活用具給付事業につきましては、現在 6 区分・38 種目が給付対象とされておりますが、昨今、呼吸機能障がいや心臓機能障がいに苦しむ方や団体から、動脈血酸素飽和度を測定する「パルスオキシメーター」を、肢体不自由の子供たちを支援する団体から、車いす利用者の足を保護するための「保護ブーツ」を給付種目として追加して欲しいと強く要望されているところです。

つきましては、下記のとおり給付種目を追加いたしますので、関係職員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該給付種目を取り扱う場合、改めて委託契約の申請が必要となりますので、当部までご連絡くださいますよう、重ねてお願いいたします。

記

1 追加品目・対象要件

(1) パルスオキシメーター

区分	種目名	基準額	対象者	性能	耐用年数
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	42,000 円	呼吸器機能障がい、心臓機能障がい又は同程度の障がいを有する者であつて、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者。(同程度の障がいの場合は医師が必要と認めた者。)	障がい者 (児) が容易に使用できるもの	5 年

(2) 保護ブーツ

区分	種目名	基準額	対象者	性能	耐用年数
自立生活支援用具	保護ブーツ	15,000 円	下肢又は体幹機能障がい の 2 級以上で、車いす利 用の障がい児。(原則とし て 3 歳以上 18 歳未満。)	足部の保護及び 保温をする性能 を有し、障がい 児が容易に着脱 することができるもの	3 年

2 申請受付開始予定日

平成 22 年 12 月 1 日 (水)

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市保健福祉局障がい福祉課 担当：小林  
TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181